

軽自動車税の 税額が変わります

軽自動車税の税率（税額）が地方税法改正に伴い、平成28年度から次のとおりとなります。

お問い合わせ
財務課 税務係
☎ 68-7002（係直通）

◆原動機付自転車・小型特殊自動車等

車種区分		税 率	
		現 行	改正後
原動機付自転車	50cc 以下	1,000円	2,000円
	50cc 超～90cc 以下	1,200円	2,000円
	90cc 超～125cc 以下	1,600円	2,400円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他のもの	4,700円	5,900円
軽二輪(125cc 超～250cc 以下)		2,400円	3,600円
二輪の小型自転車 (250cc 超)		4,000円	6,000円
ミニカー		2,500円	3,700円
雪上車		2,400円	3,600円

◆四輪以上及び三輪の軽自動車

平成27年度以降に新車を購入された四輪等については税率が引き上げられます。また、平成26年度までに登録された四輪等については引き続き現行の税率が適用されますが、新規登録から13年を経過した四輪等については重課税率の適用となります。

車種区分		税 率			
		平成27年3月31日までに 新規登録した車両（現行）	平成27年4月1日以降に 新規登録した車両	新規登録から13年を 経過した車両（重課）	
軽 四 輪 等	三 輪	3,100円	3,900円	4,600円	
	四 乗 営 輪 用 業 以 上 自 貨 物 家 物 用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨 物 営 以 上 業 物 用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

また、四輪等の軽自動車のうち平成27年4月1日から平成29年3月31日(平成28年度税制改正により平成28年3月31日より1年間延長)までに最初の新規検査を受けた車両は、次のとおり排出ガス基準及び燃費基準に基づきクリーン化特例(軽課)を適用します。

車種区分		グリーン化特例税率			
		電気自動車及び 天然ガス自動車	平成32年度燃費基準値より 20%以上燃費性能が良いもの	平成32年度燃費基準値を 満たすもの	
軽 四 輪 等	三 輪	1,000円	2,000円	3,000円	
	四 乗 営 輪 用 業 以 上 自 貨 物 家 物 用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円
	貨 物 営 以 上 業 物 用	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円

※貨物は平成27年度燃費基準値より35%以上燃費性能が良いもの

※貨物は平成27年度燃費基準値15%以上燃費性能が良いもの

～参考～

重課税率の適用となる初年度検査年月及び適用年度の参考例です。

初年度検査年月	重課税率の適用年度
平成14年12月以前	平成28年度から
平成15年～平成16年3月	平成29年度から
平成16年4月～平成17年3月	平成30年度から
平成17年4月～平成18年3月	平成31年度から
平成18年4月～平成19年3月	平成32年度から
以降続く	以降続く

※平成15年10月14日以前に登録がされた車両については「平成14年」「平成15年」など年のみの標記となっておりますが、地方税法に基づきその年の12月に検査を受けたものとみなすこととなります。